

舞鶴市水道施設運転管理等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「舞鶴市水道施設運転管理等業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(ア) 業務名

舞鶴市水道施設運転管理等業務委託

(イ) 対象施設

運転管理等の対象となる施設名称及び位置等は「舞鶴市水道施設運転管理等業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に記載のとおりとする。

(ウ) 業務内容

業務内容は、「要求水準書」及び仕様書に記載のとおりとする。

(エ) 業務期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）

ただし、契約締結日から令和6年3月31日までの期間は業務引継及び準備期間とする。

なお、引継ぎ及び準備に係る経費は、受注者の負担とする

3. 委託料の上限額

5年総額 1,350,000,000円（税抜き）

令和6年度～令和10年度 各270,000,000円（税抜き）

この金額は契約（予定）金額を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。また、見積金額は、提案限度額を超えてはならないものとする。

4. 実施方式

公募型プロポーザル

5. 参加資格要件

プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(エ) 舞鶴市入札参加資格停止に関する要綱（平成30年告示第34号）に基づく入札参加

停止の期間中の者でないこと。

- (オ) 舞鶴市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (カ) 本市及び本店所在地において市町村民税（特別区にあっては都民税）の滞納がないこと。
- (キ) 公告の日において、本業務と同種業務（1日の浄水能力20,000立方メートル以上の浄水場の運転管理）を継続して2年以上の受託実績があること。
- (ク) 水道技術管理者又は水道施設管理技士（浄水2級以上）の資格を有する者の配置が可能であること。
- (ケ) 「水道法20条の2」の登録水質検査機関であること。または、登録検査機関が共同企業体の構成員であること。
- (コ) 本業務に関して緊密な連絡調整が出来ること。
- (サ) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を満たしている者であること。

6. 実施日程

| | | |
|-------------------|---|------------|
| (ア) 公告 | : | 令和5年 8月 1日 |
| (イ) 参加申込の受付期限 | : | 令和5年 8月10日 |
| (ウ) 提案書提出招請 | : | 令和5年 8月15日 |
| (エ) 質疑書の提出期限 | : | 令和5年 8月22日 |
| (オ) 質疑書の回答 | : | 令和5年 8月29日 |
| (カ) 提案書の提出期限 | : | 令和5年 9月13日 |
| (キ) プレゼンテーション実施依頼 | : | 令和5年 9月21日 |
| (ク) プレゼンテーション | : | 令和5年 9月27日 |
| (ケ) 審査結果の通知 | : | 令和5年10月 上旬 |
| (コ) 契約締結 | : | 令和5年11月 下旬 |

※日程は手続きの進捗状況により変更する場合がある。

7. 参加等の手続き

- (ア) 提出期間及び時間

令和5年8月1日から令和5年8月10日

※閉庁日を除く（午後5時必着）

- (イ) 提出方法

郵送または、持参のいずれかによる。

（郵送の場合は、配達したことを証明できるものに限る）

※FAX、電子メールによる提出は不可とする。

- (ウ) 提出先

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市役所 上下水道部 水道整備課

TEL 0773-66-2545

(エ) 提出書類

下記提出書類の提出部数は各1部とする。

- ① プロポーザル提案意向申請書（様式第1号）。以下、提案意向申請書という。
- ② 会社概要（最新のもの、パンフレット等の使用も可）。任意様式。
- ③ 同種業務の業務実績が確認出来る書類。
- ④ 登記事項証明書（履歴事項証明書）発行後3ヶ月以内のもの（写し可）
- ⑤ 市区町村納税証明書（滞納のないことの証明書）発行後3ヶ月以内のもの（写し可）
（本社から委任する場合は、当該委任先の所在地の市区町村で発行されたもの）
- ⑥ 消費税及び地方消費税につき滞納がないことの証明書
（発行後3ヶ月以内のもの 書式その3、その3の2、その3の3 いずれも可）
- ⑦ 企業体参加の場合
 - ・共同企業体協定書
 - ・委任状

※令和5年度舞鶴市競争入札参加資格を有する者は、④～⑥の提出不要

(オ) 応募に関する留意事項

- ① 応募要領等の承諾
プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という）は、提案意向申請書の提出をもって、実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 参加費用の負担
参加に関して必要な費用は、参加者の負担とする。
- ③ 本市からの提示資料等の取り扱い
本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

8. 提案資格確認結果通知

参加を希望する者から提出された「提案意向申請書」及び添付書類を審査後、「プロポーザル提案資格確認結果通知書」を電子メールで送信する。送信後事務局から受信確認を行う。

なお、参加資格を有することが確認できたものには、併せて「プロポーザル関係書類提出要請書」を同送する。

9. 施設見学会

希望者に対しては、施設見学を開催するので、次のとおり申し込むこと。

(ア) 施設見学会申込書（様式第2号）により、事前連絡のうえ、FAXで送信すること。

(イ) 提出期限は、令和5年8月14日 午後5時まで。

(ウ) 実施日は次に掲げる日とする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

見学時間は3時間程度とし、希望者と協議して実施する。

令和5年8月16日～令和5年8月18日

(エ) 施設見学会に係る全ての移動手段は参加表明者において準備すること。なお、施設見学会において質疑応答の時間は設定しないが、運転管理及び現地スペース等の状況に関する質問は随時応答する。

10. 質疑及び回答

(ア) 質疑書の提出

本プロポーザルに関して疑義がある場合は、質疑書（様式第3号）を提出すること。

- ① 提出期限 : 令和5年8月22日 午後5時
- ② 提出方法 : 電子メールでの送信とする。到達確認を行うこと。
- ③ 提出先 : jg-s-seibi@city.maizuru.lg.jp

件名に以下文言を必ず記載すること。

「質疑書（舞鶴市水道施設運転管理等業務委託）」

(イ) 質疑への回答

質疑への回答は、令和5年8月29日 午後5時までに電子メールで回答する

11. 業務提案書の提出

参加者は、業務提案書表紙（様式第4号）とともに下記の通り業務提案書類（以下、提案書類という）を提出すること。提案書類の提出にあたっては本実施要領、要求水準書等及び評価基準を熟読のうえ、提出すること。

(ア) 提出提案書類

- ① 会社案内等概要が分かる資料
- ② 財務諸表（直近2カ年の事業年度における貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
- ③ 業務実績調書（様式第5号）
- ④ 配置予定業務責任者調書（様式第6号）
- ⑤ 業務従事者等の経験年数調書（様式第7号）
- ⑥ 業務従事者等の資格者調書（様式第8号）
- ⑦ 次に掲げる項目を記載した業務提案資料
 - ・経営状況に関すること（様式9-1）
 - ・業務実績に関すること（様式9-2）
 - ・事業運営、業務計画に関する事項（様式9-3）
 - ・運転管理業務に関する事項（様式9-4）
 - ・保守管理業務に関する事項（様式9-5）
 - ・危機管理に関する事項（様式9-6）
 - ・その他（様式9-7）
- ⑧ 見積書（任意様式）

業務期間（５年間）に相当する金額を消費税及び地方消費税額を含まない金額で記載すること。積算内訳書を添付すること

- ※ 1) 書類のサイズは、原則として「A4版」縦置き横書き左綴りとし、片面印刷とする。
- 2) フォントは、原則としてMS明朝体10.5ポイントで統一する。
- 3) 各ページの下中央部分にページ番号を付ける。
- 4) 会社名及びその事がわかるような表記はしない。
- 5) 上記⑦の業務提案資料の枚数は20枚以内とし、プレゼンテーションの説明時間に見合う分量とする。

(イ) 提出部数等

上記の①～⑧の順にまとめて綴り提出すること。正本1部、副本9部（コピー可）、電子データ【正・副】（CD-ROM）1部とする。

正本はファイル（A4版縦、左2点綴じ）に綴じ、表紙に題名、提出年月日及び提案者名（会社名）を記載し、押印すること。

副本は、プラファスナー・綴り紐等で1部ずつまとめることとし、表紙及び提案書内に提案者名（会社名）を記載しないこと。

(ウ) 提出期限

令和5年9月13日 午後5時

(エ) 提出方法

郵送または、持参のいずれかによる。ただし、郵送する場合は、受付期限までに必着すること。

(オ) 提出場所

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市役所 上下水道部 水道整備課

TEL 0773-66-2545

(カ) 提案書類の取扱い

- ① 提案書類については返却しないものとする。
- ② 発注者が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- ③ 提案書類は、必要に応じて複製を作成することがある。
- ④ 提案書類の情報公開請求があった場合は、本市情報公開条例に基づき公開するものとする。
- ⑤ 提案書類の内容は、特別な場合を除き変更できないものとする。

12. 評価委員会の設置

当該プロポーザルの審査は、『舞鶴市水道施設運転管理等業務委託プロポーザル評価委員会』（以下「委員会」という）が行う。

委員会は、『舞鶴市水道施設運転管理等業務委託公募型プロポーザル評価方法』（以下「評価方法」という）に基づき、提案書類やプレゼンテーション等により審査する。

13. 評価の手続き及び最優秀提案者の選定

提出された提案書類について、委員会において審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(ア) 審査の方法

審査は、評価表により採点を行う。審査は非公開とし、審査結果に対する異議申し立てはできないこととする。

1. 実施日 : 令和5年9月27日(予定)
2. 場所 : 舞鶴市役所 別館6階 大会議室(予定)
3. 参加人数 : 5名以内
4. 実施時間 : 70分程度
 - (1) 準備 5分
 - (2) プレゼンテーション等 35分
 - (3) ヒアリング 25分
 - (4) 機器等撤去 5分
5. 留意事項
 - (1) プレゼンテーションの実施について、スクリーン以外の必要な機器は全て参加事業者が準備すること。
 - (2) プレゼンテーションは提出した業務提案書を基に行うこととし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
 - (3) 提案内容を適切に把握、また円滑な契約を行うことを目的に、プレゼンテーションは音声を記録する。

(イ) 審査結果

評価委員会の審査の結果、評価点が最高点の者に優先交渉権を与え、結果通知書により通知する。

審査結果は、参加者全てに書面で郵送にて通知するとともに、ホームページで公表する。

(10月上旬予定)

14. 契約の締結

(ア) 評価委員会が選定した受注候補者を優先交渉権者として、「舞鶴市水道施設運転管理等業務委託」の契約交渉を行う。契約交渉の結果、合意に至らなかったときは、次点交渉権者と契約交渉を行う。

(イ) 契約方法は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により、随意契約とする。

(ウ) 契約内容は、要求水準書及び仕様書に基づき提出された業務提案書等によるものとする。

但し、受注候補者による追加提案または発注者による追加要望に対し協議が整った場合は、提案上限額の範囲内で契約を締結する。

(エ) 契約にあたっては、舞鶴市契約規則(昭和39年規則第25号)他関係法令に基づき契約するものとする。

15. 失格事項

参加事業者が次の各項のいずれかに該当する場合は、失格となる

- (ア) プロポーザルの提案方法、提出先及び提出期限が守られないもの
- (イ) プロポーザルに係る要領等に示された条件に適合しないもの
- (ウ) プロポーザルに記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの
- (オ) 提案上限額を超える内容の提案をしたもの
- (カ) その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき

16. その他の留意事項

- (ア) 特別な理由がある場合は、業務の発注を取りやめ、または延期することがある。
- (イ) 本プロポーザルで用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

17. 提出先及び問合せ先

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市役所 上下水道部 水道整備課

TEL 0773-66-2545

FAX 0773-64-6488

e-mail jg-s-seibi@city.maizuru.lg.jp